

第百二十二回 参議院商工委員会會議録第一一號

平成三年十二月十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十六日

山田耕三郎君

補欠選任

十一月五日

合馬 敬君

補欠選任

十一月六日

川原新次郎君

補欠選任

十一月十三日

合馬 敬君

補欠選任

十一月十六日

大島 慶久君

補欠選任

十一月十七日

井上 計君

補欠選任

十二月十七日

角田 義一君

補欠選任

十二月十七日

橋本孝一郎君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岩本 政光君
中曾根弘文君
松尾 官平君
福岡 知之君
秋山 肇君
合馬 敬君
倉田 寛之君

國務大臣	通商産業大臣	渡部 恒三君
政府委員	經濟企画庁調整局審議官	谷 弘一君
	經濟企画庁総合計画局長	富金原俊一君
	通商産業大臣官房長	内藤 正久君
	通商産業大臣官房総務審議官	渡辺 修君
	通商産業大臣官房商務流通審議官	麻生 渡君
	通商産業大臣官房審議官	中田 哲雄君
	通商産業省通商政策局長	藤原武平太君
	通商産業省産業政策局長	山本 幸助君
	通商産業省立地公害局長	鈴木 英夫君
	通商産業省基礎産業局長	坂本 吉弘君
	通商産業省生活産業局長	堤 富男君
事務局側		

説明員

常任委員会専門員 小野 博行君

文部省高等教育局大学課長 工藤 智規君
文部省高等教育局専門教育課長 若林 元君
文化庁文化部長 伊勢呂裕史君
労働省労働基準局安全衛生部長 炭山 隆君
学物質調査課長

本日の會議に付した案件

○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○中小企業政策の充実に關する請願(第一三三號)
○繼續調査要求に關する件
○委員派遣に關する件
○理事補欠選任の件

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十一月二十六日、山田耕三郎君が委員を辞任され、その補欠として古川太三郎君が、昨十六日、井上計君が委員を辞任され、その補欠として橋本孝一郎君が、また本日、角田義一君が委員を辞任され、その補欠として西野康雄君がそれぞれ選任されました。

○委員長(岩本政光君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。○福岡知之君 高圧ガス取締法の一部を改正する

法律案につきまして審議に入るわけですが、過般の趣旨説明でこの法案の提出についての理由を伺ったところですが、改めてこの法案の今国会提出についての理由、背景をお聞きしたいと思います。当初は次期の通常国会に提案されるやに聞き及んでおつたんですが、今国会になった背景なり理由をまずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) ただいま福岡先生からお話ございましたが、近年における高圧ガスを取り巻く諸情勢の大きな変化を受けて、次期通常国会に改正案を提出する予定でこの二年間をかけておっしゃるとおり準備をいたしておりました。が、本年七月には高圧ガス及び火薬類保安審議会に対して今後の高圧ガス保安対策のあり方について諮問を行ったわけでございます。

その後、御承知のように十月二日に大阪で二人の死者を出す大事故の原因となつたシランガスについては、これまで自主基準の徹底を図つてきたところでありましたが、事態の把握等保安確保をさらに徹底するための法改正を考えていたやさきの大変な大事故でございました。したがつて、人命にかかわる重大問題であり、いつときも早い法改正が必要であると判断し、十一月七日に審議会の答申をいただいた上で本臨時国会に改正案を提出したものでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○福岡知之君 ただいまの御説明の中で、過般の大阪における阪大の研究室による事故、これが直接的な一つの重要な理由というふうに向ひまして、私もこれは適切な判断じゃないか、こういうふうに思います。

ところで、今回の規制の対象になる特殊高圧ガスを七つの種類に絞つた理由についてお伺ひしたいんですが、今回の規制対象となる特殊高圧ガスは圧縮モノシラン等七種類であると承知してお

ります。これらの特殊高圧ガスの危険な性質についておおむね明らかにしてほしいと思います。また、特殊材料ガス災害防止自主基準で定められているところのガスは三十七種類あると承知をしておりますが、今回の改正で規制対象となるガスを七種類に絞った理由というのはいかががございませうか。

○政府委員(鈴木英夫君) 御指摘の七種類の特殊材料ガスの危険性でございますけれども、今回指定する予定の七種類の危険性は、一般の高圧ガスの危険性に加えまして自然発火性、自己分解性あるいは強い毒性というようなもの、それぞれ種類によって程度は異なりますが、そういう性質を持つていてるものでございます。

特に、このうち自然発火性と申しますのは、空気その他の可燃性ガスと接触した場合に発火源がなくても発火または爆発する性質を言っております。七種類の中ではモノシラン、ジシラン、ホスフィン及びモノゲルマンがこの性質を有しております。

また、自己分解性は、物質の化合が非常に不安定でありまして、圧力上昇、温度上昇によりましてみずから分解する、それによりまして発熱によりましてさらに急激に膨張する性質を持つていてるものでございまして、今回の中ではジボラン及びモノゲルマンがこの性質を有しております。

また、最後の強い毒性を有するものといましては、代表的な毒性ガスであります塩素と比べましてさらに約十倍といった極めて強い毒性を持つアルシン及びセレン化水素が挙げられるわけでございます。

この七種類のガスを今回改正法案の二十四条の二で指定をしたいと考えておるわけでございますけれども、御指摘のように三十七種類ほどの自主基準が決まっております特殊材料ガスがございませうけれども、そのうちこの七種類に絞る理由がございませうが、今申し上げましたようなこれらのガスが自然発火性、自己分解性、強い毒性といった危険な物性を有しておりますとともに、また近年

消費量が急増しているというようなことから、事故の防止のため対策が必要であると判断をいたしまして、七種類に限りまして指定をいたすことにしたわけでございます。

○福岡知之君 自己分解性とか自然発火性とか強い毒性という三つのカテゴリにおきましても、例えばスチピンというようなガスがあるそうですが、これはやはりかなり危険な性質を有するということに言われておりますけれども、それらの使用が今後行われるという場合は改めて政令指定をするわけですか、どうですか。

また、ジクロルシランというのは規制から外れておりますが、これは今半導体工場などで使われている毒性と可燃性を有するガスと聞いているんですけれども、これを除外した理由はいかががございませうか。

○政府委員(鈴木英夫君) 委員御指摘のように、先ほど七種類と申し上げましたけれども、三十七種類の自主基準で対象になっておりますガスのうち、さらに一般的にいまして、先ほど申し上げました三つの性質を持つておるもの、こういうものの中にテルル化水素あるいはスチピンあるいはジクロルシランといったようなものがございます。

まず、前者のテルル化水素及びスチピンにつきましては、現在は消費の実態がないため指定の対象としておりませんけれども、今回指定いたしました七種類のガスと同様の危険性を有しております。そのため、将来消費の実態が生じた場合には速やかに政令を改正して追加指定することといたしたいと考えております。

後段で御指摘をいただきましたジクロルシランでございますが、これも毒性と可燃性を有しておりますので、かつ半導体工場でも使用されておるわけでございますけれども、実はこのガスは圧力が温度三十五度以下において一・五気圧というふうな低いためにそもそも高圧ガス取締法の対象にならないというふうなことでございまして、したがって、

ジクロルシランにつきましては高圧ガス取り締まりの観点からは自主基準による保安に期待をいたしたいというふうな考えでおる次第でございます。

○福岡知之君 ところで、後段で今申されたジクロルシラン、これは半導体工場使われているというところでございませうが、しかも一九八四年に高圧ガス保安協会に特殊材料ガス保安対策推進委員会が設けられました。八五年に三十七種類の特殊ガスについて災害防止自主基準が公表されました。しかし、それはあくまでも自主基準であって、法的な規制力はなかったわけでありまして、この基準は当該業界におきましてこれまでどの程度厳格に守られてきたんでしょうか、また大学の研究室などは対象から除外されていたのかどうか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

○政府委員(鈴木英夫君) 高圧ガス保安協会が作成いたしました自主基準につきましては、当省といたしましては、この自主基準の関係者への周知徹底を都道府県に対して通達をいたしまして、あるいは関係団体に対して通達をいたしまして、関係者へ周知徹底するように指導してまいりましたわけでございます。この結果、現在では半導体産業等の関係業界におきましては自主基準がほぼ達成されておりました。自主基準がこれら業界の保安の確保に非常に重要な役割を果しているものと私も認識しております。

なお、大学についてでございますけれども、私どもは昭和六十年八月に自主基準の関係者への周知徹底を都道府県に対して通達いたしましたところでございませうけれども、また関係団体に対しては自主基準を通じてユーザーへ周知徹底するように指導いたしました。これによりまして、ガスメーカーは販売店に対して自主基準のユーザーへの周知を求め、これによりまして販売店から大学を含むすべてのユーザーに自主基準の周知徹底を行うよう求めたものというふうな承知をいたしております。

特に今回事故がありました大阪大学でございませうけれども、当省からの通達に基づきまして、大阪府が昭和六十一年、販売店に立入調査を行った際、販売店に対して周知徹底を行うよう求めまして、販売店が昭和六十二年の七月に大阪大学にガスを納入しました際、大阪大学に対して自主基準の周知を行ったものというふうな承知をいたしております。

○福岡知之君 大阪大学の場合は今の御説明のとおりかもしれませんが、一応販売業者から徹底はなされておった、こういうふうな理解してよろしいですか。

ところで、シランなどの特殊ガスによる事故というのはいくらまでの程度あったんでしょうか。先般、一昨年でしたか、東京小平市の日立製作所の武蔵工場でシランガスによる爆発事故があったと思っておりますが、通産省は当然つかなでおると思っておりますが、これは半導体製造工場の三階にあるクリーンルーム内に設置しているシリンドリャネットに付設した制御機器格納部分でモノシランが漏えいし、点検作業中に爆発したというものでございませう。その事故の後、日立はすべてのガスボンベを集中管理する施設、パイピングをしまして各部屋へ分配をする、こういう方式に改善をしたと聞いておりますが、そういうことではございませうか。

また、この事故は先般の阪大の事故にもつながる似通った事故でございませうので、文部省はこうした事実をつかんでおられるのかどうか、また阪大の爆発事故以降どのような指導を行っておられるのか、文部省のお立場での御見解を聞きたいと思っております。

○政府委員(鈴木英夫君) 最初の御質問でございませうが、まず災害の状況でございませうけれども、これまでモノシラン等の特殊材料ガスによりまして事故は、本年十月の死者二名、負傷者五名を伴いました大阪大学の事故を加えまして、昭和五十七年には実は初めて事故が発生いたしました。以来、十年間で十二件発生しております。特に、最近特殊材料ガスの消費が急速に伸びたというふうなことで

がございまして、ここ数年若干この十年間の経過の中では事故が多いのかな、こういう状態になっておりまして、ちなみに十年間で起こりました十二件の事故のうち八件につきましてはこの三年間に集中しておるといような状況になっております。

二番目に御指摘の日立製作所武蔵工場の爆発事故でございますけれども、先生御指摘のように、シリンドラーキャビネットに付設いたしました制御機器格納部内で漏えいしたモノシランが爆発いたしましたして、一名が死亡し、三名が負傷するという事故が平成元年の十二月に起こったわけでございまして、私どもとしては、事故原因の究明に努めまして、その結論の得られた平成二年三月以降、これを関係者に周知徹底するとともに、高圧ガス保安協会の特種材料ガス講習会においても、事故の教訓を踏まえた講習を実施してまいりましたところでございます。

なお、御指摘のように日立製作所武蔵工場がガスボンベを集中管理する施設を設け、各部屋へ配管する方式といたしましたのは、私どももそのように認識をしております。

○説明員(工藤智規君) 十月の初めに大阪大学で痛ましい事故が発生いたしましたして死傷者を出しましたこと、まことに私どもも残念なことと思っております。

これまで文部省といたしまして各大学に対しまして学生の実験、実習中の安全管理につきまして徹底をお願いしているところでございまして、大阪大学におきましても毎年学内で安全講習会を実施しているわけでございまして、本年度も四月十日から四日間ほどかけてそのような講習会が部内的に行ったり、あるいはまた今回事故があったガスボンベにつきましても、ボンベボックスに収納してチェーンで固定しているほかに、ボンベボックスから室外に排気筒を設置いたしましたしてファンによって常時排気するような体制をとっております、さらにはボンベボックス内にシランガスセンサーを設置するなどの安全確保にそれなりに

努めてきたわけでございまして、残念ながらあいう痛ましい事故が起きてしまったわけでござい

ただいまその原因につきましては関係当局におきまして究明中でございますが、私どもとしまして、事故の重大性にかんがみまして、阪大事故を契機にいたしましてさらに関係の学部長会議あるいは全国の大学の学長会議、事務局長会議を招集いたしまして、安全管理の徹底を再度お願いしているところでございます。今後、今回の法改正に伴いまして新たに対処すべき要件が生じてまいりますと、それぞれの大学におきまして教育研究の円滑な遂行ということも他方で念頭に置きながら、十分安全管理をさらに徹底させてまいりまして、必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

○福岡知之君 一つの重要な重大な経験として、これは今後には生かしてもらいたい。時間があるまいので、強く要望しておきたいと思っております。

ところで、アセチレンガスの事故防止につきましてお伺いしたいんですが、アセチレンガスの消費に係る事故といたしましては、アセチレンガス事故の三分の二を占めている原因が逆火、火が後ろへさかのぼる事故でございまして、これがガス漏れ事故と並んで主な事故原因となっていると聞いております。

今日、この逆火を防止する逆火防止装置という安全機器がかなり普及しているわけですが、このガスの業界というのは五十万ほどあるそうで、資金的にも、零細な事業者でございまして、資金的に逆火防止装置の導入というのはいささか困難というふうな事情にもあると思っております。したがって、ぜひこれは低利の融資などを考えて、零細業者への助成策を講じる必要があるんじゃないかと思っておりますが、どうお考えですか。

○政府委員(中田哲雄君) これまでのアセチレン消費の事故につきましては、委員御指摘のように逆火によるものが多数を占めているところでございまして、私どもも逆火防止装置などの安全装置

の普及が非常に大事だろうというふうにご考えております。

ただ、御指摘のとおり五十万事業所、アセチレン溶接機の数にいたしまして二百万機以上と言われておられるわけでございまして、こういうものにつきましましては、リースを通ずる普及というものが一番現実的であろうというふうにも考えておりました。現在これに対しまして低利融資制度を新しくつくりまして、大蔵省に要求をしております。

○福岡知之君 ぜひ低利融資、その他考えられる助成策を講じてもらうことがやはり必要じゃないか、そういうふうにお考えですか。

次に、指定保安検査機関の導入理由の一つに、都道府県の保安検査事務の増大にもかわらず、人員増が困難な状況にあるということも挙げられております。そこでお伺いしたいのは、保安行政の実情について、国あるいは県さらには民間検査機関の役割分担についてどう考えるか、説明をお願いいたします。あわせて、その保安検査事務量の推移について伺いたいのでもあります。私の知る限りでは、保安検査については、一般ガス、LPGガス、冷凍ガスなどを合せて、昭和六十年の一万九百七十七件に比しまして平成元年は九千三百三十二件と減少しております。したがって、改正案の理由の一つに挙げておられる日常の保安検査が業務の大半を占めてしまっている、容器検査、特定設備検査等、他の保安業務が圧迫され云々という理屈は少し合わないのじゃないかと思っておりますけれども、御説明をお願いいたします。

聞くところによりますと、この保安検査はほぼ一年に一回というのが限度のようですが、果たして高圧ガス関係事業者に対する保安規制を強化していく上で大丈夫と言ったことができるのかどうか。ちなみに、同じ事業者が再度事故を起こすケースもあると聞いております。これは、事故を起こした事業所に対する監督が必ずしも十分でないという点の証左ではないでしょうか。これらの点の見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(中田哲雄君) まず、第一点目の保安行政に関する役割分担でございますけれども、国は、高圧ガス取締法関係法令の改正、解釈を初めいたしまして制度の整備、運用の統一等保安行政全般につきましての方針を決定いたしますとともに、都道府県や高圧ガス保安協会、その他の関係者に対する指導を行っているところでございまして、都道府県は、高圧ガス取締法関係法令の規定に基づきまして、都道府県内の事業者に対する許可認可あるいは法令の遵守状況の検査、改善指導など、主として事業者あるいは消費者等に対しまして直接の行政措置を担当いたしております。それから、高圧ガス保安協会は、高圧ガス関係法令に基づきます検査、審査等のほかに、高圧ガスの保安に関しまして技術的事項に係る情報収集、調査研究あるいは指導など、事業者によりまして保安活動を支援しているわけでございます。

件数でございますけれども、保安検査の件数の推移につきましては、昭和六十一年から六十二年にかけては、一部機器につきまして保安検査の周期を変更したことに伴いまして若干減少をいたしておるわけでございまして、昭和六十二年以降、第一種製造者の増加につれまして都道府県及び高圧ガス保安協会の双方ともに検査件数が相対的に増加しているわけでございまして、特に都道府県担当分の増加がこの数年顕著になってきているという状況にあるわけでございます。

保安検査事務の増大を指定保安検査機関導入の理由として挙げているのがいかなるものかという御指摘でございますけれども、今申し上げましたように、保安検査件数は相当ふえておるわけでございまして、都道府県の業務、特に保安関係の他の業務が相当に圧迫されているというふうにも私ども何っているわけでございまして、さらに、特殊材料ガスの消費あるいはこれに対しまして指導監督の強化、事業所の保安活動の徹底など、都道府県にとりまして新たな保安行政のニーズが非常に増大しているわけでございまして、これに対する対応も求められているわけでございます。

このような状況にかんがみまして、定型化され
ており、かつ行政的判断を必ずしも必要としない
ような検査につきましては、今回民間検査機関を
活用する道を開きまして、都道府県がそれぞれの
実態に応じまして重点的に取り締まりができるよ
うにという幅を広げることにしたわけでございま
す。

また、保安検査を一年に一回ということでは
かという御指摘でございますが、保安検査は、第
一種製造者の施設であつて、一定のものにつきま
して技術上の基準への適合状況を行行政庁が定期的
に確認するものでございまして、その際には、事
業者が施設の技術基準適合維持義務を遵守してい
るか否かを検査しているわけでございまして、この
保安検査につきましては原則年一回という回数
は、保安確保の観点からすべての事業者につきま
して最低限必要な回数として定められているもの
でございまして、都道府県知事は保安検査のほか
にも必要に応じて立入検査を行うことが可能で
ございますし、保安検査の際に問題点を指摘いたし
ました事業所を中心に重点的な指導を行うことな
どによりまして十分に保安の確保が図られている
と考えております。

また、一般的には、この保安検査とあわせまし
て、一年に一回以上定期自主検査というものを
行うようにしているわけでございまして、両方の組
み合わせによりまして、事実上は六カ月おきに
チェックするというようなことを私ども指導して
いるわけでございます。

最後に、事故を起こした事業者が再度事故を起
こすケースがあるという点につきまして、十分
なチェックが行き届いていないのではないかと
いう御指摘でございますが、従来から、事故
を起こしました事業者につきましては、事故の再
発防止のための十分な対策を講じるまで事業の全
部または一部を停止させることを行つており
まして、必要な措置を確保してきているわけで
ございます。御指摘のように、同じ事業者が再度事
故を起こしている事例もあるわけでございませ

れども、これを私どもが分析いたしますと、その
多くは別の設備につきまして別の原因により生じ
たということとございまして、今後ともこのよう
な事故を起こした事業所や保安レベルの低い事業
所などにつきまして重点的に検査、指導を行うよ
う都道府県に徹底を促してまいりたいというふう
に考えておるところでございます。

○福岡知事 保安検査についての現状と問題点
が御説明されました。
ところで、本改正案によりまして、特定施設に
おける保安検査のうち、定型化しているものにつ
いては、新設されることの民間の指定保安検査
機関によつても検査はなし得る、こういうこと
になつております。したがつて、ここでやはり心配
をされることは、特定施設が爆発その他災害の発
生するおそれのある製造施設という危険性の高い
ものにもかかわりませず、そういう民間の検査機
関を加えるということは、果たしてどういうこと
なんでしょうか。

現在、特定施設として指定されているもの、あ
るいは設置されている数、あるいは事故の実績等
がわかれば説明をください。

○政府委員(中田哲雄君) まず、特定施設の範囲
でございますけれども、通商産業省令によりまし
て、高圧ガスが通る部分も含めまして製造施設の
主な部分をあまねく指定をしているところでござ
います。

この設置の数でございますけれども、一連の施
設につきましてどのように数えていくかという問
題があるわけでございますが、第一種製造業者が
いずれも特定施設を設置しているというふう
に考えられるわけでございまして、それをベースに考
えますと、平成二年三月現在二万六千四百四十四
でございます。

自身による保安活動の徹底により防止されるべき
事故ではないかというふうにご検討されているところ
でございます。

次に、特定施設が災害のおそれがあるものであ
るにもかかわらず、その検査を民間検査機関にも
やらせることができるようにするという点でござ
いますけれども、特定施設につきましては、委員
御指摘のとおり、災害の発生するおそれがある
施設でございますので、定期的に保安検査を行うこ
とが必要でございますけれども、近年特定施設に
係ります保安検査の定型化が進んでまいりまし
た。かつ、保安検査に際しまして、都道府県の行
政的判断を必ずしも必要としないものも出てきて
いるわけでございます。

例えば、タクシー用などのLPGの充てん場の
検査などで継続して数字をきっちり把握すれば、
それだけで判断できるといったような検査項目も
あるわけでございます。このようなものにつきま
しては、先ほど申し上げましたように、都道府県
の事務の中で保安検査の業務量の増大というこ
ともあわせ考えまして、かつまた都道府県の保安
行政に対しまして新しい行政ニーズがふえてい
るということも考え合わせまして、先ほど申し上げ
ましたような定型化された検査につきまして民間
検査機関を活用する道を開き、都道府県がそれぞ
れの実態に応じまして的確にかつ重点的に指導、
取り締まりを実施できるようにする措置を講じた
いということでございます。

○福岡知事 そのほかまだこの検査機関の問題
とか、あるいは販売業者に依存するこれからの取
り締まり体制、これに対してやっぱり若干の不安
が残るわけでございまして、さらに高圧ガス保安協会に追
加された業務と従来の業務とがどうなるのか、
と、こういうことの間際とか幾つかあるんですけ
れども、ちょっと時間の関係でこれは省略しまし
て、最後に二点お伺いしたいんです。

一つは、容器証明が廃止されることになるわけ
ですけれども、その理由として、毎年二万件余り
の紛失による再交付申請がある。これは行政の

事務負担になっている。しかし、その手数料収入
というものの確保が必要な保安協会にとつて、そ
の収入が約三千万から四千万円と言われているん
ですが、この収入源を失うことになる。何にその
代替収入を求めるとかというふうな問題がありま
す。

それから、最近、高圧ガスを取り扱う人たちの
中に御案内のように外国人学生や労働者が徐々に
ふえ初めているというふう聞いていますが、い
わゆる三Kと呼ばれる職場にあつて、その割合も
だんだん高くなつてきているようです。こういう
外国人労働者を含めた保安対策、保安教育とい
うものについて配慮をする必要があると思つて
が、そういう点はどうなつていっているんでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 容器証明書制度に伴
います高圧ガス保安協会の手数料は、実費を勘案
いたしまして通産大臣の認可のもとに定められて
いるわけでございます。容器証明書制度が廃止さ
れますと、それに伴います人的あるいは経費的な
負担が軽減されること、また今回の法改正により
まして高圧ガス保安協会の業務範囲の拡大が考
えられていられるわけでございまして、これによ
ります収入が増大すると考えられますことな
ります。これを勘案いたしますと、容器証明書の廃止によ
りまして高圧ガス保安協会の経営に支障が生じるよ
うなことはないのではないかというふうにご
考えているところでございます。

○政府委員(鈴木英夫君) 外国人労働者の保安教
育に関する御指摘でございますけれども、外国人
労働者の高圧ガス関連事業所への就労につきま
しては、法令の規定等に基づきまして、各事業者が
保安教育を実施すべきものであるというふう
に考えられます。

現行入国管理法は、国内の一般産業への就労の
ための在留資格であります技術、技能に關しまし
て、本邦において外国人が行うことができず活
動をそれぞれ「理学、工学その他の自然科学の分
野に属する技術又は知識を要する業務に従事する
活動」あるいは「産業上の特殊な分野に属する熟

練した技能を要する業務に従事する活動」に限定してありまして、したがって高圧ガス関連事業所への就労につきましても、高圧ガスの取り扱いに對しまして十分な技術、知識及び技能を有する者に限られてお承知いたしております。したがって、現在のところ、外国人労働者向けの特別の対策は必要ないと申しますが、むしろ各事業者が、保安教育を実施するという事で対応できるのではないかと考えております。

○補問知之事 いろいろ御説明もございましたし、さらにこの法の運用に当たっては細部についてひとつ十分な配慮をして運用に当たっていただきたい。基本的に賛成をしたいと思いますので、この程度にとどめたいと思っております。

○委員長、一般審査の機会がございませんので、私は、若干十分ばかり時間をちょうだいして、別の問題に入りたいと思っております。

○補問知之事 CD・レコードレンタル制度についても、いわゆるCD・レコードレンタル制度についての国際的な、特にアメリカとの摩擦でございます。これはかなり関係業界も今大わらわで取り組んでおる課題でございますので、まず文化庁において願っていますから、文化庁から最初にお聞きしたいと思います。

ことしの四月の著作権法の改正に際しまして、発売以後一年以内のすべてのレコードレンタルについて、業界の実情を考慮し、その貸与を禁止する期間を一週間ないし三週間にしようということ、文化庁、通産省の立ち会いのもとで日本のレコード会社とレンタル業界との間で契約が取り交わされました。その際、洋盤、外国レコードの扱いは邦盤と同じ扱いになるとされておりました。しかし、先般十月に入りまして、文化庁から国内ル

ルが米国に適用できそうもないという報告が入りまして、その後何の解決策も見出せないまま法施行の来年一月一日に向けて時間切れ状態の姿になっております。

これについて、文化庁の見通しの甘さが少し問題になると思いますが、一体この点をどう文化庁は考えておられるか。特にきょうのこの新聞なんかを見ますと、アメリカ側がかなり厳しいことはもうはつきりしてしまっていて、ウルグアイ・ラウンドにおけるTRIP交渉と絡んで厳しい姿勢を見せている。さらに、先般US-TRのヒルズ代表が来て、大臣もお会いになられたけれども、かなり厳しくくぎを刺して帰っているようでございます。

まず、文化庁から所見をお伺いしたいと思います。結果として、御指摘のように、当初の見通しとは違ってきているわけでございますが、その間の事情を説明させていただきます。

ことしの著作権法の改正は、我が国の現行制度を前提としつつ、内外無差別の観点から外国のレコード会社にも日本のレコード会社と同じ権利を与えることについての米国の強い要望に対応するものでございます。また、昨年末のガット・ウルグアイ・ラウンドのブラッセル閣僚会議におきまして米国の我が国の制度に対する理解の姿勢や、外国のレコード会社がそれまで日本のレコード会社へ権利行使を委任してきたことなどを考慮いたしまして、法改正時におきましては、来年一月から適用される洋盤につきましても、一年間より短い期間による円満な解決が図られるものと期待していたところでございます。

ところが、この夏以降、アメリカ側は、一年間のレンタル禁止を示唆しつつ、与えられた許諾権を一年間フルに行使することが法律上可能かどうかの点を確認する姿勢に終始するようになってきております。さらに、日本のレコード会社への権利行使の委任というものを外してまいりました。

この背景には、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおきましてアメリカがレンタルについて許諾権一年を不満として許諾権五十年を主張しているということと密接に関係しているものと考えておるわけでございます。

○補問知之事 アメリカは、いわゆるビデオソフトについてはみずからの国内でもレンタル業が存在しているわけですが、CDのレコードに對してだけ言うならば難癖をつけてくるというのは、これは日本たまたまいいところじゃないかと思うんですけれども、文化庁はどういうふうに考えておられますか。

○説明員(伊勢呂裕史君) 我が国におきましては、ビデオレンタルと同様レコードレンタルも広範に普及しております。アメリカの方におきましては制度的な観点で、ビデオレンタルはいい形になっておりますが、レコードレンタルはできないというふうになっております。これは、ビデオレンタルがよくてレコードレンタルがなぜアメリカではよくないのかというものは、一般にはなかなか理解しがたいものというふうにご考えておられますか。

○補問知之事 文化庁は、ウルグアイ・ラウンドのこの交渉には出席されて努力をされているんですか。

○説明員(伊勢呂裕史君) 文化庁の方といたしましては、渡辺文化部長を初め担当官、著作権課の企画調査室長を派遣して、交渉に精力的に努力をいたしておるところでございます。

○補問知之事 五十年間貸し出しができないということになると、日本の業者、業界は、壊滅的なもう打撃どころじゃなくて、なくなってしまうですね。

○説明員(伊勢呂裕史君) 我が国の制度は、一年の許諾権と四十九年の報酬請求権ということになっておりまして、これはレンタル制度の基盤をなすものというふうにご考えております。したがって、五十年の許諾権という制度になりますと、これはレンタル制度の基盤がなくなる。結果として、

て、やれないことはないかもしれませんが、基盤はなくなってしまうというふうにご考えております。

○補問知之事 最悪の場合、なくなってしまうてもやむを得ぬと。どうするんだと、こう聞きたいんですが、やむを得ぬ、こういうお考えですか。

○説明員(伊勢呂裕史君) アメリカ側は、さつき申し上げましたように、五十年の許諾禁止権を主張しておりますけれども、我が国はやはり報酬請求権というものを容認されるように強くウルグアイ・ラウンドの場でも主張しております。先ほど申し上げましたように、文化庁としては担当官も派遣いたしておりますけれども、全米レコード協会に對しても日本のレンタル制度の容認を求めるといような方法で、いろんな方法をとって交渉を行ってきたところでございます。

○補問知之事 今週の金曜日にはガットのドンケル事務局長より、ウルグアイ・ラウンド全体に係ります最終テキストが公表される予定と流布されております。このテキストの内容が日本の主張に沿うものとなりますよう、現在通産省、外務省とも協議しつつ、精力的に交渉を行っているところでございます。

○補問知之事 じゃ、通産省に引き続きお伺いします。

アメリカのレコード製作者というのは、来年の一月から貸与権の権利行使を行おうとしているわけですが、一年間の許諾期間中の貸与を禁止するということ、こういうことでございます。その結果、洋盤の貸し出しを中心に営業しているレンタル業者が多いんですけれども、事実上ほとんど廃業を余儀なくされるといふ推測がされております。アメリカ側は、この法を守らなかつたら刑事責任を問うぞということ既に日本側に文書で通告をし、訴訟も辞さないという構えだと伺っております。

このレコードレンタルの商売は一九八〇年に登場いたしました。現代の若者を中心に業績を伸ばしてきている業界であります。今や全国で五千六百店舗を数えておまして、売上額も年間八百億円の市場に成長しております。著作権法の法改正

に伴いまして派生したこの思わぬレコードレンタル問題というところでございますが、一説では日本で生まれたレンタル文化、この表現がいいか悪いかは別にして、レンタル文化が外圧でつぶされようとしているというふうな受けとめですね。

したがって、事の本質は、民間ベースで解決を求めることがベターだと思っております。アメリカ側は政府を挙げて、場合によっては三〇一条なども持ち出して訴訟をするなどという挙に出してきた場合に、日本政府としてもこれに対してはやはり業者の立場も考慮して対応していくべきじゃないか。特に通産行政としては、そういう細かい業者を抱えている業界ですから、そういう立場でも配慮する必要があるんじゃないか。

また、日本のレンタル業界は、八百億円の前年売上額の中から百億円を上回る著作権料を既に納入しているわけですね。そういうふうな一つの秩序を保って日本のレンタル業界というのは社会的に一定の役割を担ってもらっているわけですから、そういうことを考えると、アメリカの言い分を一概に我々は簡単には認めるわけにいかない。

通産行政の立場で、文化庁をバックアップするということも含めて、これは見解をひとつお聞きしたいと思っております。

○政府委員(堤富男君) 本問題は、先生御指摘のとおり五千六百軒、八百億円にも上る業界が生死に懸かっているわけでございます。我々としては、まず第一には、現在徹夜でやっておりますが、ジュネーブでのTRIPの交渉におきまして、日本の考え方が少しでもその線に沿った形で実現するように努力するのがまず第一だと心得ております。

第二には、現在、これは民間ベースでございますが、アメリカのレコード業者と日本のレンタル業界との間で話し合いが行われております。これは確かに金額を幾らにするとか数カ月待つてほしいとかいう意味では純粋なビジネスの話ではございませんけれども、我々としてアメリカのレコード業者にぜひ理解していただきたいのは、文

化庁を初めといたしまして、日本の著作権法が日本の法律として成立し、著作権というのは非常に大事にされるものである。そういう日本というのは法律を守った国であるということをよく理解していただき、アメリカ側にも幾つか著作権の問題では国際的でない面もあるわけでございますが、国際的に今後こういうものをハーモナイズしていく過程でそれぞれの国を理解していくという必要があるというところは、ぜひバックグラウンドとして申し上げておきたいと思っております。

いずれにしましても、一月から著作権法が実施されますので、それが万が一業界に問題が生ずるようなことがあれば、我々としても必要な国内的な対策も講ずることを検討していかねばならないと思っております。

○福岡知之君 大臣、最後にちょっと感想をひとつお聞きをしたいんですけれども、文教委員会のことしの春とついでこの間十一月に議論をされていふんです。私は全部これ読んでみましたけれども、かなり厳しい議論になっているわけですね。

それで、これは文部省、文化庁だけの手にはもろん負えないし、もともとこの三〇一条なんといふのはガット違反の対象にした条文じゃない。ドラレタル問題だけを対象にした条文じゃない。そういうものがまかり通っているということについては大いに不快感を持たざるを得ないのでございまして、その一つのあらわれとして、そういうおどしをしながら交渉を迫ってきているというのは、どうも我々としては納得いかない。

大臣として、これからどういふふうに対応されるようとするのか、その決意のほどを伺いたいと思っております。

○国務大臣(渡部恒三君) 今、政府委員から答弁したとおり、大変厳しい情勢の中で、前線で我が省の関係者が一生懸命頑張っておるといふ報告を聞いております。万々が一にも、私ども何とかがアメリカの業者と国内の業者で円満に話し合いが行われればと、こう思っておりますけれども、厳し

い情勢ということになったときは、これは福岡先生今御指摘のように、大変いろいろな面で影響が出てまいりますから、この影響の把握に努めるとともに、文部省等々関係方面とよく協力しながら、できる限り皆さん方に御迷惑をかけないような所望の施策について考えてまいりたいと思っております。

○福岡知之君 終わります。

○広中和歌子君 質問させていただきます。

本日の委員会の主たる目的は、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の審議でございますが、昨今日本経済はパブルがはじけ景気の先行きが懸念されており、経済、景気一般についても質問したく存じます。

今臨時国会では、商工委員会の開催はきょう一日だけという事情もございまして、ぜひその質問をさせていただきたいわけですから、与えられた二十五分間をできるだけ有効に使わせていただきたいと思います。

まず最初に、通産大臣にお伺いしたいのでございますけれども、今国会で官澤総理が所信表明の中で生活大國づくりを進めていきたいということをおっしゃいまして、公明党はかねてより生活者のための政治ということをおっしゃいましたので、大変に同感するところがございます。通産大臣はこれをどういふふうにご受けとめ、また通産省としてはこれまでの産業政策をどう転換されるおつもりなのか伺いたいと思っております。

これまでの産業政策の中には、国内の産業、業界の優先保護が目立ち、結果としては国内での物価高を招いていることもあります。つまり、生活者の犠牲を強いるといった側面も多々あったのではないかと思いますけれども、その点も含めましてお答えいただけたらと思っております。

○国務大臣(渡部恒三君) 御案内のように、日本は戦争に負けてその後大変貧しい、毎日毎日の食糧不足が事欠くというふうな状態からの戦後の復興のために経済を発展させなければならぬとい

うことで歩んできたわけでありまして、国民の皆さん方の努力によってようやく経済も世界のいろいろな国と比べて大きな前進を今遂げております。

そこで、これからの課題ということになると、ただ数字の上でこうこういふふうには経済は高くなりまして、こういうことでなくて、国民の皆さん方が毎日毎日の生活の中で豊かさが実感できるような世の中をつくりたい。そのためには、労働時間の短縮の問題もございまして、また一極集中を排除して地方分散をして働く皆さん方が一生懸命頑張っていけば庭つき一戸建ての住宅を持てるような希望のある生活環境ということもありまして、内外格差の是正というふうなことがありまして、結論を申し上げれば、毎日毎日の生活の中で豊かさが実感できるような方向に向かっての政策を進めてまいりたい、こういうことでございます。

○広中和歌子君 次に、経済企画庁にお伺いしたいんですが、長官はお見えになっていらっしゃいませんので、長官の方でも結構でございますけれども、景気の見通しについてお伺いしたいと思います。

最近、経済企画庁は景気は底がたいというふうな言っている感じがいたしますけれども、土地貸し出しの総量規制の撤廃が非常に急がれていたり、また総理が景気浮揚のための財政出動といったようなことをおっしゃったということが報道されております。そういうふうなことで、本当に底がたいのだからか。もっと専門家の間には、懸念というんでしょか先行きに關して暗い見通しもあるのではないかと、そのような心配もされているわけですので、それについて御専門の立場からお答え願います。

○政府委員(谷弘一君) お答えさせていただきます。

我が国の現状につきましては、景気に不安を与えるような指標も幾つかございます。住宅建設が減少する、あるいは自動車の新車登録が急速に下

がつているという側面が景気が後退をして
いるのではないかと指摘が幾つかございま
す。しかし一方では、特に労働力の関係では、失
業率が依然として非常に低いところにございま
して、求人が非常に強い勢いでありますとい
うようなことがございます。

そういうことを考えますと、今後の消費につ
まはしては、雇用者の所得というのが一つ大きな支
えになるわけですが、これが失業の状態
から見ましても雇用者数はこれからは堅調に増加
していくというよりはつきり言えると思いま
す。そういう面で、消費の面では今指標も依然と
して堅調なものがあるということでございます。
そういう中で、あと景気がやや鈍化、伸びが鈍
化しておるといって、設備投資の面でも二つ
の伸びから一けたへと今移ってきております。
この面でも、落ちていくというよりは底がたいも
のとしては、合理化とか省力化、人手不足に対応
するもの、そういうものに対しては企業が中長期
的な対応でこれからは持続的な投資をしていくと
いうような動きが見込まれるというようなこと
でございます。

そういうことで、結論的に申し上げますれば、これ
までの景気というのがやや過熱さみだつたのでは
ないかということ、これが健全な消費、あるいは
はパブルのない消費と申しますが、あるいは健全
な企業行動という方向へと今変わっていく移行期
にあるということでございます。この移行期につ
きまして今企業家の心理あるいは消費者の心理、
こういう心理的な側面も非常に大きな要因とな
りますので、この点につきましては機動的な金融
あるいは財政の対応というものも考えていかな
いかぬ、こういう立場にあります。

○広中和歌子君 パブル経済が調整される中で、
今度こそ消費者がその犠牲をかぶることのないよ

うに期待したいところでございます。
先ほど通産大臣にお伺いしたこの生活大園につ
いて、再び今度は経企庁にお伺いいたしますけれ
ども、生活大園の中身というものをどういうふう
にとらえていらっしゃるでしょうか。

きのうNHKのニュース解説でその説明があつ
て、経済企画庁としてはその内容として、豊かさ
とゆとりの実感ができる社会、二十一世紀を展望
した経済基盤づくり、地球規模での平和と繁栄に
協力、この三つの柱を立てていらっしゃるわけ
でございます。現実には日本全体としてのGNPは上
がりますが、そして国民一人当たりのGNPはふ
えませんでしたけれども、しかしながら実際にその所得
で何が買えるかという問題になりますと、非常に
具体的に豊かさという問題は果たして実現できるの
かどうかということが心配なところでございます。
その中身について、そしてどのような形で実現
されていくのかという見通しについてお答えい
ただきたいと思つております。

○政府委員(實業原俊二君) ただいま先生が御指
摘になりました経済企画庁としてこれからの課題
として三つの点を御指摘になったわけございま
すが、これは実は先般私どもの大臣が官澤総理の
ところにお伺いしまして、来年度に新しい経済計
画を策定することについて具体的に総理から御指
示をいただいた主要なポイントでございます。
生活大園というのが一つの柱になるかと思
いますが、先ほど通産大臣がおっしゃいましたよ
うに、やはり大事な基本的な理念としては、ゆと
りと豊かさを一人一人の国民が実感できる多様な
価値観あるいは多様な選択ができるような、そう
いう公正な社会というものを一応生活大園の理念
として考えられるのではないかとこのように見て
いるわけでございます。

一番大事な視点というのは、やはりこれまで効
率優先といいますが、経済の拡大を最優先にして
きた、これは歴史的にはやむを得なかつた当然の
ことでございますけれども、こういった考え方が
ら、活力を維持しながらはありますけれども、

消費者とかあるいは生活者の立場から物事を考え
て、そういった人たちの中身を豊かにしていくと
いう視点がまず大事ではないかというふうにござ
いまして、その具体的な中身につきましては、実
はこれから経済審議会であるとか、あるいは私ど
も企画庁では国民生活審議会というところでも
議論を始めようとしていらっしゃるわけございま
すので、その議論の結果を待たなければいけません
けれども、実は経済審議会のもとに二〇一〇年委員
会を設置いたしまして、この六月に一応御報告を
いただいたわけでございます。

その中で指摘をしておりますのは、経済面に
限って申しますと、一つはやはり所得がふえる、
つまり消費生活が豊かになるという視点が大事で
はないか。もう一つは、住宅あるいはその住宅環
境、これは美しい都市の美観というものも含めま
してそういった社会資本の充実というものを図つ
ていかなければいけないのではないか。もう一つ
は、やはりゆとりのある生活をするためには自由
時間をふやしていく。具体的には、今進められて
おりますけれども、労働時間の短縮あるいは通勤
の時間が非常に長いということ、今進められて
る方法はないかという視点が大きなポイント
ではないかということを指摘しているわけござ
います。

もちろん一番大事なことは我が国の経済社会が
安心して安全な社会である、これは交通問題も含
まれておりますし、犯罪が少なくと言われること
も当然含まれておるわけでございますが、そう
いったものを全体として含めながらこれから豊か
な国民生活を実現していくためにどういう施策が
必要かということを議論したいと考えているわけ
でございます。

○広中和歌子君 私は今一時間の通勤距離のこ
ろで電車で通っておりますけれども、非常に渋滞
というか混雑でございます。時間を外せばよろし
いわけですが、現実には一定の時間に集中し

ている中で、本当に過酷な長時間の通勤、本当に
痛い勤務というのでしようか、通勤を多くの方が
味わっているわけでございますし、また自動車に
乗れば道路事情も悪い。そしてまた、豊かな生活
の一番基本となるところの住宅が非常に悪くて、
狭くて、しかもいわゆる住環境全体としての緑の
スペースであるとか、それから道路、美観という
ものも今の日本では決して豊かとは言えない。

そういう中で、本当にいろいろ私自身も考える
わけでございますけれども、何か諸悪の根源とい
うのが土地高にある、そんなふうには思つていま
す。ブルがはじけて土地が少しは安くなるだろうとい
うふうには言われながら、余りそれが下がつてい
ない。それなのに、土地貸し出しの総量規制を撤廃
しようという動きもありません。そのほか保有に
対する地価税、それも何か中途半端な形で十分か
からない。つまり、税制でもって土地を下げるこ
ともできなかったし、また私権の制限ということも
されていらない。そういう中で、本当にどのよう
に諸悪の根源たる地価を下げていくのか、もし見通
しといたしまして、どうかお考えがあれば、ぜひ通
産大臣にお伺いしたいと思います。まずお伺いま
す。

○国務大臣(渡部恒三君) 先生御指摘のとおり、
まさに毎日の生活、特に都会の皆さん方、通勤地
獄、また交通渋滞のいらら、これが大変な問題
であります。したがって、地価の高騰というのが、
そのほかの点ではもうこの国はテレビも自動車も
持てる、あるいはもうあらゆる生活を合理化する
ものも持てるようなところまで可処分所得がきて
いるんですが、残念ながらまだ都会の人たちに
とっては自分の土地を持ってそこに家を建てる、
この夢はかなえられない状態にあります。

これを解消するために土地問題というのが大き
な政策課題になっておるのですけれども、やはり
私は基本的に大都会に今人が集中しているわけ
ですから、通産省でも、今までテクノポリスとか
頭脳立地とか工場移転とかいろいろやってまいり
ましたけれども、今度は企業の業務機能もこれは

地方に分散するという政策の柱を立てておられますけれども、沖縄から北海道まで国土の均衡ある発展で、大都會ではこれは交通地獄になり、また土地も買えないということですが、地方に行けばまだまだこの狭い狭いと言われている日本でも広い土地が使われないでおるわけですから、やはり一極集中を排除して地方分散というものが今後の大きな政策課題であると考えております。

○広中和歌子君 一極集中を排し地方分散と、もう長年長年言われておられて、耳にたこができるぐらい聞いていて実現ができませんので、ぜひ私は国会移転を中心として、つまりいや応なしに我々自身、国会議員自身が動くことによりまして地方分散、一極集中へのプレッシャーを地方に分散していく、そういうようなことをぜひ推進していただきたいし、またそういうことで同僚議員にもぜひ呼びかけたいと思っております。

地価を下げるの一つとして、ちよつと疑問があるので経済企画庁のどなたかにお答えいただきたいんですけども、これだけ景気が今下降ぎみになっていて、そして土地も下がるだろうと言われながら下がらないのはなぜなのかということなんです。金融機関とか不動産業者が土地を所有することが許されているという、そのシステムそのものが問題ではないかというように、それをある外国の方に指摘されたんですけれども、それについての御見解をお伺いいたします。

○政府委員(富金原俊二君) 実は、外国の制度と日本の制度につきまして、例えばアメリカの制度について必ずしも的確に細かいことを承知しているわけではございませんが、制度の違いというのは、やはり歴史的なものであるとかあるいは国土の広さであるとか、いろいろな問題から生じてきていると考えられますので、制度の違いだけで土地の値段が下がらないということは必ずしも言えないのではないかとこの感じは実はしているわけでございます。むしろ大事なことは、基本的に土地に対する国民の考え方というものがかなり違っているのではないかと気がいたしております。

わけでございます。

アメリカの場合に、私が理解している限りでは、土地はその上に建てられる建物と一体になってその利用価値があるかどうかによって評価が決まってくるということではないかと思っておりますが、我が国の場合には、どちらかといいますと上物よりは土地そのものの値段が重視される。その背景には、何と云っても、土地の値段というのは長い目で見れば必ず上がっていくんだという考え方が非常に根深くございます。一種の土地神話といえますが、そういうものが依然として背景にあるのではないかと気がしております。

もう一つは、やはり土地の利用形態でございますけれども、外国の場合にはかなり都市計画なんかでゾーニングがしっかりしておりますが、日本の場合には比較的ゾーニングが緩やかかといえます。いろいろな利用形態ができるというふうな、そういった土地の利用形態についてもいろいろ問題があるのではないかと気がしております。

基本的には何と云っても、土地基本法にも示されておりますけれども、先ほど先生もおっしゃいましたけれども、国民一人一人の私権というものをもう少し制限して、公共の利益に合致するような土地の使い方を、そういうことを基本にして土地のメカニズムというものをもう一回見直していくということが一番大事ではないかというふうな考えをしております。

○広中和歌子君 では、大変遅くなって恐縮でございますけれども、高圧ガス取締法案について多少触れさせていただきます。

この法案には基本的に賛成でございますし、さらに尊敬いたします福岡議員から思慮深い質問がなされ、また政府委員からも細部にわたってお答えをいただきましたので、全く別の視点から質問させていただきます。主に文部省にお伺いしたいと思っております。

大阪大学の事故の原因、目下原因説明を急いでいるということですが、こうした場合で大学の研究設備の充実とか、それから保安対策、そういうことが浮上しているわけでございます。

この面についてどのような、特に安全対策、保安管理について文部省はどのような御指導をなさっているのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(若林元君) まず先生から、どのような指導をやっているのかというふうな御質問でございます。その点について御説明申し上げます。

御案内のように、大阪大学基礎工学部におきまして爆発事故が発生をいたしました死者を出しましたこと、私もまことに遺憾なことだと考えております。特に、亡くなられた二名の方の御冥福をお祈りしたいと思いますし、負傷された方に心からお見舞いを申し上げます。

原因につきましては、今先生御指摘のように、なお警察、消防等で調査中でございます。大阪大学におきましても、事故原因調査専門委員会を設けて、今鋭意調査をいたしておりますところでございます。

御指摘の指導でございますが、従前から文部省におきましては、学生の実験、実習中の安全確保について万全を期すよう、関係学部長会議等を通じて大学に対してその対応方をお願いしてまいりましたところでございます。また、今回事故を起しました大阪大学におきましても、危険災害防止の指針となります安全の手引、こんなものを作成いたしましたして、これを学生に配付いたしますとともに、毎年安全講習会というふうなものを実施いたして安全教育を行ってきるところでございます。

本年度につきましても、この四月十日に安全講習会を開催いたしましたして、高圧ガスを安全に使用するための注意を行うなど、安全教育を行ってきた状況でございます。安全教育に対する指導は以上でございます。

○広中和歌子君 予算についてもお伺いしたいわけでございますけれども、時間がちよつと押しておりますので、ついでに次の質問まで入らせていただきます。

して実績があるわけでございますけれども、一方、大学における教育に關しまして、現実にはどういことが起こっているかというふうに見てみますと、大学全体、特に国立大学でございますけれども、設備整備費の推移では、若干の増額はありますけれども、理学系の研究設備費は年々むしろ減少している。研究設備予算の内訳は、先導的研究設備費、研究基盤設備費となっているにもかかわらず、減っていくこととして行っているのは、日進月歩の技術開発の今日において時代に逆行するよう気がするわけでございます。

研究予算を含めまして、私は、この安全対策などというのもその一環になるのではないかと考えますので、ぜひこの点についての文部省のお考えを伺わせていただきたいと思います。

国立大学協会の調査によりますと、研究設備の陳腐化が明らかになっており、使用中の研究教育機器の性能について十分だと答えているのは本當にこくわずでございます。計測・分析機器に關しては、十分だと答えているのが二一％。つまり、残りが不十分と答えている。電算機・情報関連装置では、二〇％。理化学系機器に關しては、二五％しか大学または研究所が十分と答えていない。そういう実情があるわけでございます。お答えいただきたいと思います。

○説明員(工藤智規君) いろいろ大学の研究体制の現状につきまして御心配をおかけ申しまして、まことに申しわけなく思っているわけでございます。

御案内のとおり、近年非常に国の財政事情が悪うございまして、特にここ十年ほどいわれるマイナスシリングと申しましゅうか緊縮財政が続いているわけでございます。そういう中で、残念ながら、私も全力を尽くしているわけでございます。必要経費のうちフローで流れます研究費の確保を少なくとも目減りしないようにということに努めるのが最優先でございます。そういう面から幾らかでも耐用年数の高い設備とかあるいは

施設の面にしわ寄せが来ているのは事実でございます。

ただ、このままの現状でよろしいかどうか大変私ども憂慮しているところでございまして、今なお財政事情は厳しいわけでございまして、今大学への役割を考えたときに、有為な人材の養成でございまして、あるいは我が国の学術研究の、特に基礎研究と言われているわけでございまして、学術研究の推進の上で各大学の果たす役割は大きいわけでございまして、私どもも来年度予算に向けては、文部省全体で検討した結果、高等教育関係の予算の充実にかなり力を入れていくところでございまして、

具体的に申しますと、今先生からも御指摘ありましたような点も含めまして、いわゆる施設設備それから研究費、さらには後継の研究者のためにも考えまして大学院生等の若手研究者の処遇改善、これらの各般にわたりますので、まだ必ずしも十分ではございませんけれども、所要の予算の増額を要求しているところでございまして、

○委員長(岩本政光君) 時間が来ております。本当に手短かに。

○広中和歌子君 最後に、通産大臣にちよつとお伺いしたいんですが、今回の法改正の背景として大阪大学の事故などがあるわけですが、教育は文部省だけに任せするのでなく、大学の研究費、設備費、そうした現状をぜひ御視察いただきまして、ぜひ文部省と協力をしつづつこうした研究開発の分野、特に基礎研究の向上を図っていただきたい。

大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○國務大臣(渡部恒三君) 私の所管の問題、所管外の問題はございませぬけれども、ゼロシーリングの長い間、基礎研究、大学の研究施設、研究費等、非常に厳しい状態にありまして、これは承知しておりますので、今広中委員御指摘のような問題等十分私も勉強させて、これは何と云っても学術研究、基礎研究、これは広中先生のような方がいらっ

しゃつたから今日の日本は——これはだんなさんの方ですけれども、あるわけでありまして、できる限り努めてまいりたいと思っております。

○市川正一君 私は、第百二国会及び第百四国会の本委員会において合計三回、ここに会議録を持つてまいりましたが、このたび新たに規制対象となつた半導体工場などで使われている特殊材料ガスの規制問題で政府にただしました。しかし、私の指摘にもかかわらず、通産省は、高圧ガス保安協会をつくつた自主基準で対応できる、十分効果が上がるとして積極的な対策を引かないでまいりました。そして大阪大学の事故を引き起こし、今回の法改正に至つております。もちろん今回の改正は、私が提起したように規制強化の方向なのでそのこと自体に異論はありません。しかし、今日まで放置してきた通産省の責任は極めて重いことをまず率直に指摘しなければならぬのであります。

そこで、今回の法改正のポイントは、省令による技術基準がどれだけ厳しくかつ具体的であるかの点にあります。言いかえれば従来の協会の自主基準を省令化した程度でお茶を濁したのでは効果が上がらないことは、今まで述べた経過が示しております。とすれば、省令で決める技術水準や取扱主任者の内容が実効を伴うものでなければならぬのであります。その基準内容、規制内容がこれまでどのようなように違つたのか、端的にお聞かせ願ひたい。

○政府委員(鈴木英夫君) 市川先生には、御指摘のように昭和六十一年の四月あるいは五月、六十一年の五月、いずれも参議院の商工委員会におきまして数々の御指摘を賜つて御指導を賜つてまいつたところでございまして、

私どももいたしましては、この自主基準につきまして、今回は届け出にいたしました基準策定を考へているわけでございませぬけれども、先生の御指摘も踏まえまして、六十一年十一月に高圧ガス保安協会に自主基準の細目を作成するための特殊材料ガス部会を設置いたしましたして種々検討を行いま

して……

○市川正一君 経過はいいんですよ。結論として、どこがでないなつたんやというんです。

○政府委員(鈴木英夫君) 特殊材料ガス移動指針でありますとか特殊材料ガス漏えい検知警報指針、その他のいろんな基準を作成してまいりましたので、当省といたしましては、今後こういうものを参考にしたしながら、具体的かつ実効性のある運用をしてまいりたいというふうに考へております。

○市川正一君 さつぱりわからぬのです。確認したいんですが、その規制は、特殊材料ガスを扱うところはすべて例外なく適用されるんですね。

○政府委員(鈴木英夫君) 今回、特殊材料ガスにつきまして七種類を指定いたしましたして届け出をさせることといたしておりますけれども、消費に關する技術基準の内容にこういうものを織り込みまして徹底をさせていきたいというふうに考へております。

○市川正一君 これを使用するところについては、扱うところは例外なくこれが適用されるということですね。そのことを確認したいんです。

○政府委員(鈴木英夫君) 七種類のガスについてはそのとおりでございます。

○市川正一君 それでは、文部省に伺います。今回の法改正は、大阪大学の事故で急遽この臨時国会に提出せられたことは先ほど大臣も冒頭述べられたところであります。この事故の原因について文部省は、いわゆる物理学的原因ではなしに、社会的、経済的原因がどこにあるか、またどうしたら防げたかと認識されているのか、あわせてお聞きしますが、今回の法改正によって文部省としても求められる対策が十分に実施でき、事故の再発を防げるものと見ておられるのか、確認をいただきたい。

○説明員(工藤智規君) 今回の痛ましい事故はまさに残念なことではございましたが、事故原因につきましてはただいま関係方面で究明中でございますのでこの場でその予断を申し上げるのは差し控へさせていただきます。その事故原因がどういふことであつたかは別といたしまして、先ほど広中委員からも御指摘ありましたように、国立大学の教育研究体制は必ずしも望ましいといひまじうか皆さんから歓迎される状況にないことにつきまして私どもも憂慮しております。もちろん理工系学生の実習等におきまして安全確保につきましてこれまで以上に徹底するよう各大学に求めたところでございまして、それとともに、教育研究体制の充実ということにつきまして、来年度予算を含めまして、今後予算の増額の確保でございまして、全力を尽くして努力してまいりたいと思つておるところでございます。

○市川正一君 よく聞いておいてほしいんですが、前半のことはちよつと触れられた。後半は、今度の法改正でいいんですか、これで大丈夫ですかというのを聞いておられるんですが、その点はどうですか。

○説明員(工藤智規君) 残念なことに、特定高圧ガスの指定があるかないかで必ずしもその関係者に、学生や教員も含めてでございますけれども、その危険の程度についての認識が十分でなかつたという面はあるかもしれませんので、そういう意味で今回の改正によりまして高圧ガスの取り扱ひについて各大学あるいは関係者を含めた周知徹底を図られるということは歓迎すべき方向ではないかと思つておられるわけでございまして、

また、これに伴ひまして、これまで既に指定されておりますガスの取り扱ひ、使用の適切な確保につきましては各大学にお願いしておるところでございますが、今回の改正に伴ひまして、必要な事項につきましては万全を期して各大学を指導してまいりたいと思つております。

○市川正一君 最近の国立大学を含む国立の試験研究機関、その研究環境の実態は危機的状態だ。今、文部省も憂慮しておるといふふうにおつたりのような原因じゃなしに、社会的、経済的

たいと思います。

今、各自治体や市民団体が回収した空き缶などの鉄くずが引き取ってもらえない、また処理料を負担しなければ引き取ってもらえないという、再生資源である空き缶やそういうたぐいがごみ化しております。同時に、このために金属資源回収業者が転廃業などの危機にさらされて、事態はリサイクル自体が崩壊しかねないような深刻なものと相なっております。

大臣にぜひ所見を承りたいのでありますが、こういう事態を回収業者と電炉メーカーという当事者間の問題としてだけに放置するのじゃなしに、通産省が必要な対策をとって事態の打開を図る、そうしてリサイクルシステムを軌道に乗せてそれを確立していく、そういう方向に導くべきだと思います。通産大臣の御所見を承りたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 鉄くずの市況の悪化につきましては、ただいま市川委員御指摘のとおりでございます。景気の後退局面に差しかかるとして需要が減退したという状況でございます。ただ、鉄くずにつきましては、従来から電炉メーカー、また一部ではございますけれども高炉メーカーにおいて利用されているところでございまして、端的に申し上げればいわば経済原則の中で処理がなされてきたというのが今日までの実情でございます。

ただ、今日のような情勢を迎えて、大変鉄くずの回収業者の方々もお困りであるという実態がございます。もしこれが適切に引き取られない場合にはやはり都市の美観の問題、いわゆる廃棄物問題ということを引き起こしかねない、そういう認識を私どももいたしておるところでございます。かねて電炉メーカー、さらに高炉メーカー、また回収業者という関係者に集まってもらいまして、先日、鉄源協会というところで新たに懇話会を開催していただいたところでございます。

これによりまして、もう少し多く鉄くずを引き取れないか、こういったことについて関係者間で

さらに協議を進めようということにいたしましたところでございまして、私どももいたしましてもそういった動き、運動につきましてこれを支援してまいりたい。また、空き缶につきましては、従来から大部分を地方公共団体のいわば回収事業というものに依存をしておりますので、これらについて、もし問題があれば地方団体とも相談をしてまいりたい。

全体として、委員御指摘のような状況の中で、社会的な問題が惹起しないように努力してまいりたい、このように考えておるところでございます。○委員長(若本政光君) 時間が来ていますので、簡単にお願いいたします。○市川正一君 最後ですが、私は、リサイクル法の所管大臣である通産大臣にぜひ御提言申し上げ、また決意を伺って質問を終わりたいと思います。

御承知のように、リサイクル法で例えば古紙、それからガラス、こういうものが特定業種として指定されております。私は、特定業種の中にこの鉄くずを含むということにいたしますと、高炉メーカーが自家発生した鉄くずだけでなしに、市中の鉄くずを原料として使用することによって過剰供給とかそういう問題も解決のめどがつかうかと思っております。そして、高炉メーカーなど鉄鋼大企業がこういう国家的ないしは国民的課題である資源リサイクルに社会的責任を積極的に果たしていくということにも相なると思っております。

私は、今坂本局長も申されたような、いわばごみ化する事態を防ぐためにも、また貴重な国家的資源をリサイクルに乗せていくためにも非常に緊急に求められていると思っております。そうでなければ、結局リサイクル法が骨抜きになってしまふ、そういう状況にも相なっていると思っております。事態打開のために渡部通産大臣の決意を、お久しぶりでございますが、一言賜って、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) 限られた資源の中で、私どもは豊かな生活をさらにとわにこれは進めて

いかなければならないのですから、資源を大事にするということは非常に大事なことであります。また今日、環境保全、これも価値観が変わってまいりまして、昔はごみのようなことだというような一番小さな問題だったんですが、今やごみの話が一番大きな問題だ、こういうようなことで、この環境保全、これは極めて重要な問題で、これを調和させていくというところに今のリサイクル問題もあるわけでありまして、ただいまの御質問のことに對しての具体的な答弁は差し控えてさせていただきます。

○古川太三郎君 古川ですが、今までのお話を聞いておりますと、この改正法案が通ったとしても、先ほどの大阪大学の事故が本当になくならないんじゃないかというような疑問もありません。この法案が通れば、大阪大学のような事故が本当になくならないかという疑問にもう一度答えていただきたいと思っております。

○政府委員(鈴木英夫君) 今回の改正によりまして、特殊材料ガスを消費する者に届け出義務を課すということにしております。これは、これと同時に消費施設の技術基準の維持義務のあるいは保安教育の実施義務あるいは取扱主任者の選任義務さらには定期自主検査の実施義務、こういうものが課せられることになるわけでございます。

これらの措置によりまして、事業者は保安確保上必要な消費施設を用いることが義務づけられます。また定期自主検査の実施も義務づけられるというところで施設が安全に維持されることになる。私どもも期待するわけでございます。また同時に、取扱主任者の選任あるいは従業者に対しまして、保安教育が義務づけられることによりまして、保安上必要な知識を持つ者がこういう施設を取り扱うことになるということになります。

さらに、これらに加えて、都道府県への届け出義務を付するといえますことは、都道府県は事業者の技術基準の遵守状況とか定期自主検査の実施状況でありますとかあるいは保安教育の実施

状況等につきまして立入検査ができるということになりますので、それによりまして実態を的確に把握し、所要の指導も行うことができるようになるというようにございまして。

以上のような法改正によりまして、大阪大学で発生いたしましたような事故の再発防止に必要不可欠な法的措置が講じられるものというふうにもは考えておりました。今後は本措置の徹底に努めて災害の再発防止に万全の努力をしましてまいりたいと考えております。

○古川太三郎君 保安検査を指定保安検査機関に委託するような部分がございますけれども、これは一種の規制の緩和なんですか。それと、こういった第三者に委託することによって行政機関としての役目が間違つて行われぬか。具体的に申し上げます、その検査機関の中立性とかあるいは公正、こういったものに不安がないのかどうか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(鈴木英夫君) 私ども、今回指定保安検査機関の制度を導入いたします背景には、技術の進歩その他によりまして検査が定型的になってきたというものもございまして、そういうものに対しては行政的な判断を必要としないというものに関してこういう機関を利用していきなさいというふうにご考慮をしております。実際の指定につきましては、私どもの頭にありますのは公益法人のうちさらに通商産業省令で定めます検査員でありますとかあるいは検査設備等を有している者を選定することにしてございまして、このことによつてまず検査能力について十分な担保をしていきたいと思います。

さらに加えて、検査員に対しましては、公務員と同様の守秘義務、こういうものを課すことによりまして中立性を担保するということも考えておりました。これらの規定によりまして指定保安検査機関の保安検査が中立な立場で的確に実施されることと期待されておるわけでございます。

○古川太三郎君 もし、今までのようにこういうガスの扱いがそういう定型なものであつて行政

的な判断とかそういうものが要らないんだとすれば、むしろ今度は自主検査義務とかいうような形でそういうものを扱う方が徹底して、保安対策の義務を持つているんですから、初めから外してしまつた方がいいんじゃないかと思う場合もあるんですが、その点はどうですか。

○政府委員(鈴木英夫君) 私ども、保安の要諦は、やはり高圧ガスを製造いたします製造者でありますとか、あるいはそこに働いておられる従業員の方、そういう方々が基本的に保安に対する意識をしっかりと持っていて、いわゆる自主保安体制の確立ということが非常に大事であると思っております。したがって、私どもはこの自主保安体制の確立のために、そういう企業の保安に対する意欲というものをなるべく促進するとい

いますか、奨励、エンカレッジするようなことを考えていくことが大事ではないかというふうに考えております。その中で、やはり最低限必要なものは規制をする、あるいは自主保安にゆだねてよいようなものは規制を合理化していくというような形でこの保安の確保に努めていくのが最もよい道ではないかというふうに考えている次第でございます。

○古川太三郎君 こういった規制というのは、広い意味として自由を拘束したりあるいは取引をゆがめたりするような危険性もございします。しかし、そうかといって、こういう危険なものを持つ場合には確かに規制も必要だと、このように思っております。本当にもう要らないものであれば、しかも定型的なものであれば、これはもう検査ではなくて私は外してしまつてもいいと思うんですけれども。

というのは、こういう第三者機関での検査をされるのはこのガスだけじゃございせん。建築なんかでももう幾つものそういうところから検査に来るのかわからないようなのがたくさんあるわけなんです。そういう人たちは、今までそういう業務に携わってきた人たちのままで退職後の内職みたいな形で、まず名目だけを検査、するの

ないのかわかりませぬけれども、名前だけをかしていてそのままになっていくとかいうようなおどりのケースも聞かされております。それで、業者の方も非常に迷惑をしている部分もたくさんあるわけなんです。

しかし、これはガスですから非常に危険なものですから私はいささか意味では必要かと思つておられるけれども、安易にもう要らないものまでも残しておいて、そして第三者機関に定型的なものを検査させる、これで行政は済んだんだ、責任から逃れられるんだというふうなものであつてはならない、こう思いますので、その点だけはよく注意して今後の方針を考えていただきたいと思います、こう思います。

そういう意味で、大臣に、保安対策の充実と強化についての決意をお聞きしたいと思います。○国務大臣(渡部恒三君) 私、いつも考えているんですけれども、人の命は地球よりも重い、これが政治や行政に携わる者の原点でありますから、まさに保安対策の重要性は言うまでもないことであつて、我々の制度やそういうもののそれが進まないために人の命に及ぶことがあつてはならない、これが今回この法案の提出を早めた理由でございます。

○古川太三郎君 最後に、関連するかどうかは知りませぬけれども、私は関連すると思つてますが、日本はもう本当に大きな製品大国になりました。それも全世界に輸出するような輸出大国にもなりました。とにかく工業大国であることは間違いないと思つておられます。

それだけに、P.L法、製造物責任法ですね、これはもう前からその必要性が叫ばれております。アメリカはもう前からのことですが、もうE.C諸国もそういう基準で非常に努力しまして、もうほとんどの国々が、工業国というところであれば全部が全部P.L法を持っていて思つておられます。そういう意味から、日本はまだそれができていない。そして、何だかんだと云つてその成立をおく

やつぱり日本の大きな責任でありますし、日本が工業大国としてリードしていくという意味でも、ぜひともP.L法の早期制定が必要だと思つておられます。大臣の任期中にぜひともつくつていただきたいと思つておられます。その決意をお聞きしまして終わりたいと思つておられます。

○国務大臣(渡部恒三君) まことに難しい御質問で、製造物責任制度については、これは今委員御指摘のように、消費者保護の充実に資するものである、こう考えておられますが、一方、その影響する大きさ、検討に当たつてはいろいろ考えなければなりません。今アメリカの話がありました、アメリカにおいてはこの制度の行き過ぎの反省などもございします。中小企業や下請企業、あるいは流通業者等に与える影響を含め、社会経済活動等への影響なども十分考えていかなければなりません。

したがって、通産省としては、まず製品事故と被害救済の実態を十分に把握するとともに、製造物責任制度にかかわる課題を総合的な観点から十分検討していくことがまず必要であり、その上から、今のような問題、国民的コンセンサスが得られることによつて対処してまいりたいと思つておられます。

○委員長(岩本政光君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようです。高圧ガス取締法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思つておられますが、御異議ございませんか。

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(岩本政光君) これより請願の審査を行います。第一三号中小企業政策の充実に関する請願を議題といたします。

本請願につきましては、理事会において協議の結果、保留することに意見が一致いたしました。以上、理事会の申し合せのとおり決定することと御異議ございませんか。

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(岩本政光君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと思つておられますが、御異議ございませんか。

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(岩本政光君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱ひを委員長に御一任願ひたいと思つておられますが、御異議ございませんか。

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよ

う取り計らいます。

○委員長(岩本政光君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本孝一郎君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に井上計君を指名いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

十一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、廃棄物利用発電の促進に関する法律案(衆)

廃棄物利用発電の促進に関する法律案

廃棄物利用発電の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物利用発電により発生した電気の買取り等について定めることにより、廃棄物利用発電の促進を図り、もってエネルギーの利用の効率化及び廃棄物の処理の適正化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物利用発電」とは、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)を利用して行

う発電をいう。

2 この法律において「一般電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第二項に規定する一般電気事業者をいう。

3 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第六十六条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。

(廃棄物利用発電により発生した電気の買取り)

第三条 一般電気事業者は、自家用電気工作物を設置して廃棄物利用発電を行う地方公共団体から当該廃棄物利用発電により発生した電気(通商産業省令で定める基準に適合するものに限る。)を買い取るべき旨の申出があった場合において、当該電気を、一般電気事業者が卸電気事業者(電気事業法第二条第四項に規定する卸電気事業者をいう。)から供給を受ける火力発電により発生した電気の料金を勘案して通商産業省令で定める算定方法により算定した金額で買い取らなければならない。ただし、当該電

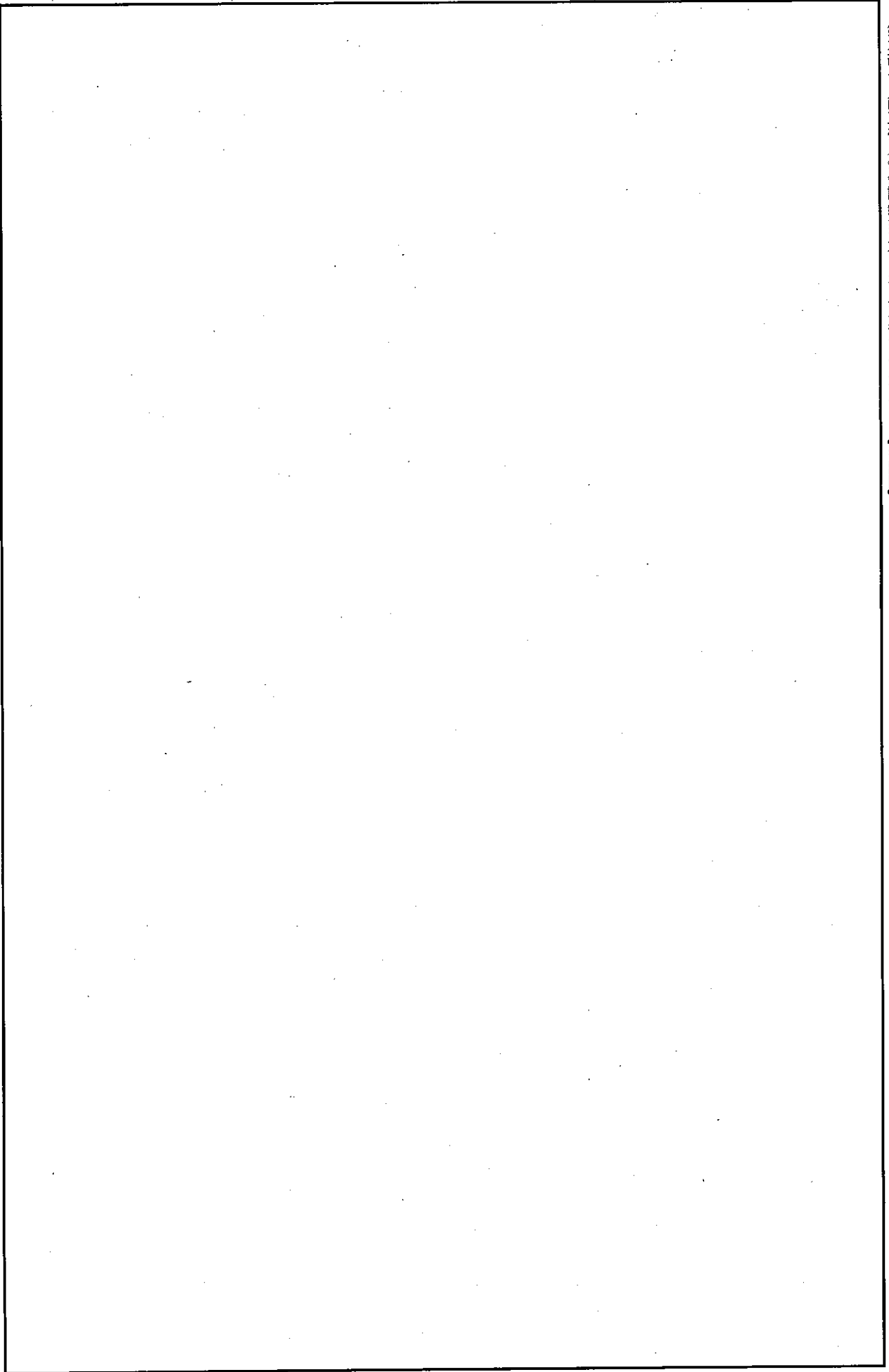
気の買取りが当該一般電気事業者の一般電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(技術開発の推進等)

第四条 国は、廃棄物利用発電に関する技術開発の推進を図るとともに、廃棄物利用発電を行う地方公共団体に対し、必要な技術的援助その他の援助を行うよう努めなければならない。

附則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。



平成四年一月六日印刷

平成四年一月七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F